

# 地 中 送 電 技 術 研 究 会 会 則

## 第 1 章 名称および事務所

(名称)

第 1 条 本会は、地中送電技術研究会と称する

(事務局)

第 2 条 本会の事務局（本部）は、別に定める所に置く

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、地中送電線の建設・保守に関する技術・工法と安全上の諸問題について調査研究し、  
工事の改善、技術の向上をはかるとともに、地中送電業務の発展に寄与することを目的とする

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1) 地中送電技術に関する総合的調査・研究
- 2) 地中送電工事の安全確保に関する調査・研究
- 3) 地中送電用資材・機器および工具類の開発・改善に関する調査・研究
- 4) 地中送電工事力の向上および改善に関する調査・研究
- 5) 地中送電工事における社会環境との協調に関する調査・研究
- 6) 地中送電業務の合理化・近代化に関する調査・研究
- 7) 地中送電工事・保守に関する技術・技能の研修および技能訓練の実施と認定
- 8) 学習会・見学会の開催
- 9) 各種資料の収集・頒布
- 10) 官公庁その他関係機関に対する要望・建議およびその諮問に対する答申
- 11) 本会の調査研究成果の周知・普及の推進
- 12) その他本会の目的達成に必要な事業

### 第3章 組織・会員および会費

(組織)

第5条 本会の組織は、総会・理事会および委員会と委員会に所属する部会により構成する

(会員)

第6条 本会の会員は、普通会员、賛助会員および維持会員で構成する

2 普通会员は、東京電力パワーグリッド株式会社に登録済の地中送電関係会社で、下記(1)～(3)に属し、理事会の承認を受けたものとする

(1) 地中送電線工事会社

(2) 電線・ケーブル製造・販売会社

(3) 地中送電用資材・機器および工具類の製造・販売会社

3 賛助会員は、電気事業者およびそれに準ずるものとし、理事会の承認を受けたものとする

4 維持会員は、第2項に示す以外の会社または団体であって、理事会の承認を受けたものとする

(入会)

第7条 普通会员または維持会員として入会しようとするときは、入会申込書を事務局に提出しなければならない

2 会員の資格は、理事会の承認があり、所定の手続きを終了したときに取得するものとする

(入会金)

第8条 会員は、別に定める細則により入会金を納入しなければならない

(会費)

第9条 会員は、別に定める細則により会費を納入しなければならない

(退会)

第10条 会員は、第6条に定める資格を失ったときは退会したものとみなす

2 会員は、本会を退会しようとするとき、会長に届け出なければならない

(除名)

第11条 会員が会則に違反し、もしくは本会の名誉を損なう行為があったと認められるとき、または、会費の納入が6ヶ月以上遅滞におよぶときは、総会の議決により除名することができる

(抛出金品の不返還)

第12条 退会した者、または除名された者は、既納の入会金・会費および本会の財産について、何らの請求をなすことができない

## 第4章 役員および顧問

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く

会長	1名
副会長	若干名
理事(事務局担当)	1名
理事	若干名
監事	若干名

第14条 理事および監事は、会員の中から総会において選出する。但し任期中退任した理事および監事の後任者は、理事会の決議によりこれを選出することができる

2 会長・副会長および理事(事務局担当)は、理事の互選により選出する

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし、2年目の事業年度終了後の通常総会が終了したときに満了する。但し再任は妨げない

2 任期中退任した役員の後任者または期中に選出された役員任期は、現任役員残任期間とする

(役員職務)

第16条 会長は、本会則および理事会の定めるところにより、本会を代表して会務を統括する

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは予め定められた順位によりその職務を代行する

3 理事(事務局担当)は、理事会にかわり事務局業務の執行状況を審査・管理する

4 理事は、理事会を構成し、本会運営に必要な事項を審議し、総会の議決を要しない事項および総会から委任された事項を決議し、その決議に基づいた会務を執行する

5 監事は、本会の会計業務を監査するものとする。また、理事会に出席して意見を述べるることができる

(賛助会員)

第17条 賛助会員は、理事会に出席して意見を述べるができる。また、別に定める委員会および部会ならびに委員長会に参加することができる

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる

2 顧問は、本会に対して特に功績のあった者を、理事会の議を経て総会において推薦するものとする

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べるることができる

## 第5章 会議

(会議の種類)

第19条 会議は、総会および理事会とする

(総会)

第20条 総会は、通常総会および臨時総会とする

- 2 総会は、会員をもって構成する
- 3 総会は会長が招集し、会長はその議長となる
- 4 通常総会は、毎事業年度の7月に開催しなければならない
- 5 総会を招集するときは、少なくとも2週間前に、総会の目的事項・日時および場所を記載した通知を発しなければならない

第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、これを開催することができない

- 2 会員は、各1個の表決権を有する
- 3 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決をなし、または、表決権の行使を、他の出席会員の中から代理人を定めてこれを委任することができる。この場合、前項の表決権の行使ならびに前々項の適用についても出席したものとみなす
- 4 総会の議決は、出席した会員の過半数をもってこれを決めるものとし、可否同数のときは議長がこれを決める

第22条 臨時総会は、次の場合に開催する

- 1) 理事会が開催の必要を認めたとき
- 2) 会員の3分の1以上から、会議の目的事項および招集理由を記載した書面により請求があったとき

第23条 総会に付議する事項は、本会則に定めたものの他、次の通りとする

- 1) 事業計画
- 2) 事業報告
- 3) 収支予算
- 4) 収支決算報告
- 5) 理事・監事の選任および解任
- 6) 会則の変更
- 7) 重要な財産の処分
- 8) その他理事会において総会に付議すべきとして議決した事項

(理事会)

第24条 理事会は、年に3回開催する。但し会長が必要と認めたときは、その都度これを招集することができる。理事会の議長は会長が行う

- 2 理事会は理事をもって構成し、構成員の2分の1以上の出席がなければこれを開催することはできない
- 3 理事会に出席しない理事は、予め本会に届け出た代理者を出席させることができる。この場合、代理者は理事会の構成員とする
- 4 理事会の議事は、出席構成員の過半数をもってこれを決めるものとし、可否同数のときは議長がこれを決める

第25条 理事会においては、次の事項を審議し処理する

- 1) 本会の基本方針に関する事項
- 2) 総会に付議すべき事項
- 3) 会務の執行に関する事項
- 4) 会則の制定および改廃に関する事項
- 5) 委員会報告に関する事項
- 6) その他会務の運営上必要な事項

## 第6章 委員会・部会および事務局

(委員会)

第26条 第4条に掲げる事業を行うため、本会に委員会および部会を設け事業の推進を図る

- 2 委員会ならびに部会の種類・構成・組織・運営方法等に関しては、別に定める委員会規程による

(事務局)

第27条 本会の事務を処理するため事務局を置く

- 2 事務局の組織・運営方法等については、別に定める事務局規程による

## 第7章 知的所有権

(知的所有権)

第28条 第4条に掲げる事業の実施に際し、会員の調査および共同研究により生じた発明等に係る工業所有権（特許権・実用新案権および意匠権をいう）ならびに著作物に係る著作権（以下工業所有権と著作権を含めて知的所有権という）の取扱は、別に定める細則による

(会員の保有する知的所有権)

第29条 第4条に掲げる事業の実施に当たり、会員の保有する知的所有権が関与する場合の処置は、別に定めるところによる

## 第8章 独占禁止法コンプライアンス

(独占禁止法コンプライアンス)

第30条 第4条に掲げる事業を行うに当たり、会員がこれらの活動に参加するに際しての独占禁止法コンプライアンスは、別に定める細則による

## 第9章 会計

(会計)

第31条 本会は、入会金・会費・臨時会費・寄附金ならびに雑収入をもって運営する

- 2 本会の会計は、理事会の審議を経て会長がこれを管理する

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする

## 第10章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第33条 本会則の変更は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない  
(解散)

第34条 本会の解散は、総会において会員総数の3分の2以上の同意を得なければならない

(残余財産の処分)

第35条 本会が解散したときの残余財産は、総会の議を経た後これを処分する

附 則

本会則は、平成28年7月12日に改定実施する